

平成19年4月から

～野生鳥獣と狩猟に関する制度が変わります～

愛がんを目的としたメジロ、ホオジロの捕獲ができなくなります。

なお、平成19年3月31日以前から飼養登録をしている個体は更新して飼養できます。

「銃猟禁止区域」の名称が「特定猟具使用禁止区域（銃猟）」に変わります。

「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分離され、免許が受けやすくなります。

なお、平成19年4月16日において「網・わな猟免許」を受けている方は、「網猟免許」と「わな猟免許」を受けているものとみなされます。

「とらばさみ」の使用が禁止されます。

ただし、許可を得て使用する場合を除きます。

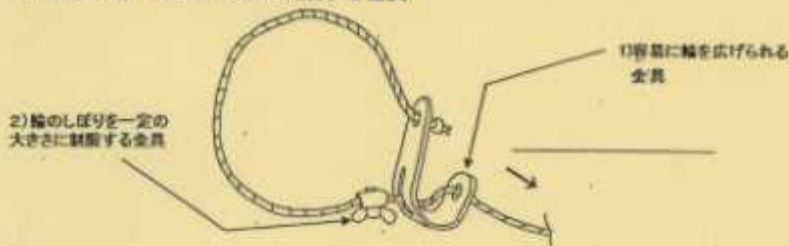
一部の「くくりわな」が使用できなくなります。

ただし、許可を得て使用する場合を除きます。

【使用できなくなるくくりわな】

- ① 輪の直径が12cmをこえるもの
- ② 締め付け防止金具が装着されていないもの
- ③ よりもどしが装着されていないもの（イノシシのみ）
- ④ ワイヤーの直径が4mm未満であるもの（イノシシのみ）

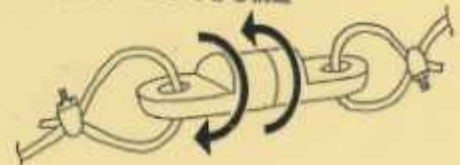
→ 方向に金具を引くことで、1) 容易に輪を広げられる金具、又は2) 輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



くくりわな（締め付け防止金具及びよりもどし）の例
全体図



よりもどし
金具の両端が回転することができる構造



○お問い合わせ

茨城県

生活環境部環境政策課（電話029-301-2946）

県北地方総合事務所環境保全課（電話029-221-3843）

鹿行地方総合事務所環境保全課（電話0291-33-4111内線257）

県南地方総合事務所環境保全課（電話029-822-8364）

県西地方総合事務所環境保全課（電話0296-24-2211内線247）